新型コロナウイルス感染の防止に向けて

農学研究科の教職員や学生がとるべき行動指針　ver.1

2020/3/31

　新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による感染症（COVID-19）の特徴の一つとして、未発症感染者・不顕性感染者の存在があります。感染者がどこにいるのかわからないような状況にあって、各自の感染リスクを下げ、集団感染という最悪の事態を未然に防ぐために、教職員と学生の皆さんには農学研究科として当面の間は以下のことを要請します。

(1) 会議や会合等について（セミナー、サークル活動、飲食を伴う会合や宴会等を含む）

① 必要性を考慮して会議や会合を行い、必要な場合には、人の密集を避け（広めの部屋で、分散して着席する等）、部屋の換気等を随時行ってください。

② 当面の間は、必要な会議や会合を行う場合でも、大声で話すような状況を避けてください。

③ 当面の間は、飲食を伴うような会合（昼食時の弁当を伴うような会議・会合を除く）や宴会を行わず、誘われても参加しないでください。

(2) 食堂等での食事について

① 昼食時の食堂等の混雑を避けるために、時差での食事ができるように、研究室や部署等で配慮してください。

② 当面の間は、食堂等で食事をする場合でも、大声で話すような状況を避けてください。

(3) 国内旅行について（私事の旅行を含む）

① 不要不急の国内旅行を当面の間は自粛してください。

② 必要な国内旅行であっても、京都大学、京都市、旅行用務先の自治体等の要請等を優先して従ってください。

(4) 海外旅行について（私事の旅行を含む）

① 日本政府や京都大学の方針に従って、当面の間は全世界への渡航を自粛してください。

② 今後、日本政府や京都大学の方針が変化して規制が緩和され、海外渡航される場合には、当面の間は総務掛（教職員）又は学部教務掛・大学院教務掛（学生））に事前に申し出て（渡航先、期間、必要性等）、研究科長および事務長の確認を得てください。

(5) 新型コロナウイルスに感染した疑いがあると考えた場合について

（このウイルスの感染が疑われる人は、37.5℃以上の発熱が続く、またはひどい咳などの呼吸器疾患様の症状がある、その他のこれまで経験したことのない違和感（嗅覚や味覚の異常など）を感じた人です。）

1. まず、咳エチケットなどの感染対策をとってください。咳エチケットとは、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえることです。

※咳エチケット（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html）

② 感染の疑いを持った場合には、医療機関には直接行かず、行政機関の相談窓口又は管轄の保健所に連絡のうえ、その指示に従うとともに、研究室、総務掛、学部教務掛・大学院教務掛および本学保健診療所へ電話またはメールで報告してください。

1. 本人あるいは同居家族等が、感染者や濃厚接触者であることが判明した場合には、「農学研究科の職員や学生あるいは家族が感染した場合の対応」を参照して対応してください。

連絡先

総務掛：075-753-6004（agri-soumu2@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）/学部教務掛：075-753-6012（agri-kyoumu1@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）/大学院教務掛：075-753-6014（agri-kyoumu2@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）

保健診療所：075-753-2405

京都市の相談窓口：帰国者・接触者相談センター（075-222-3421：24時間対応）

https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000266620.html